

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成16年9月30日(2004.9.30)

【公開番号】特開2002-19333(P2002-19333A)

【公開日】平成14年1月23日(2002.1.23)

【出願番号】特願2000-199800(P2000-199800)

【国際特許分類第7版】

B 4 2 D 11/00

G 0 9 F 3/00

G 0 9 F 3/02

【F I】

B 4 2 D 11/00 E

B 4 2 D 11/00 P

G 0 9 F 3/00 D

G 0 9 F 3/02 N

【手続補正書】

【提出日】平成15年9月12日(2003.9.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】配達伝票

【特許請求の範囲】

【請求項1】伝票基材の裏面に補助基材を剥離可能に接着し、前記補助基材の裏面に粘着剤を塗布するとともに剥離紙で被覆してなる、貼付票と受領証兼配達票を有する配達伝票であって、配達伝票の適所に、保証書ラベル部を分離可能に区画形成したことを特徴とする配達伝票。

【請求項2】伝票基材の裏面に補助基材を剥離可能に接着し、前記補助基材の裏面に粘着剤を塗布するとともに剥離紙で被覆してなる、貼付票と受領証兼配達票を有する配達伝票であって、配達伝票の適所に、前記伝票基材から前記剥離紙面に達するスリットで保証書ラベル部を分離可能に区画形成し、前記スリットの外側に対応位置してミシン目状の切り込みを前記伝票基材から前記剥離紙面に達するよう設け、このミシン目状の切り込みを破断するように前記伝票基材を捲り上げると、前記保証書ラベル部を前記剥離紙の一部とともに分離可能なように、前記剥離紙から少なくとも前記補助基材面に達するスリットを設けたことを特徴とする配達伝票。

【請求項3】伝票基材の裏面に補助基材を剥離可能に接着し、前記補助基材の裏面に粘着剤を塗布するとともに剥離紙で被覆してなる、貼付票と受領証兼配達票を有する配達伝票であって、配達伝票の適所に、前記伝票基材から前記剥離紙面に達するスリットで保証書ラベル部を分離可能に区画形成し、前記スリットの外側に対応位置して第2のスリットを前記伝票基材から前記剥離紙面に達するよう設け、この第2のスリットに沿って前記伝票基材を捲り上げると、前記保証書ラベル部を前記剥離紙上に残して、前記保証書ラベル部と前記第2のスリットに囲まれた部分の前記伝票基材と前記補助基材とが前記剥離紙から剥離するように、前記第2のスリットの外側に対応位置して前記剥離紙に前記補助基材面に達する第3のスリットを設けたことを特徴とする配達伝票。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、伝票基材の裏面に補助基材を剥離可能に接着し、前記補助基材の裏面に粘着剤を塗布するとともに剥離紙で被覆してなる、貼付票と受領証兼配達票を有する配送伝票に関し、特に、保証書を収納した梱包材に貼付して使用するのに適した配送伝票に関する。

【0002】

【従来の技術】

従来の保証書を収納した梱包材に貼付して使用する配送伝票は、保証書との関連はなんら考慮されておらず、配送作業に必要な貼付票などの伝票を備えているに過ぎない。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

したがって、従来においては、梱包材から保証書を取り出して、販売店名、販売日などの必要事項を記入したうえ、再度、保証書を梱包材内に収納している。このため、保証書の取り扱いが煩雑で、作業効率が劣るという不都合があった。本発明は、この不都合を解消した配送伝票を提供することを目的とする。

【0004】

【課題を解決するための手段】

この目的を達成するために、本発明の請求項1に記載した配送伝票は、伝票基材の裏面に補助基材を剥離可能に接着し、前記補助基材の裏面に粘着剤を塗布するとともに剥離紙で被覆してなる、貼付票と受領証兼配達票を有する配送伝票であって、配送伝票の適所に、保証書ラベル部を分離可能に区画形成したものである。

【0005】

また、同じく上述の目的を達成するために、本発明の請求項2に記載した配送伝票は、伝票基材の裏面に補助基材を剥離可能に接着し、前記補助基材の裏面に粘着剤を塗布するとともに剥離紙で被覆してなる、貼付票と受領証兼配達票を有する配送伝票であって、配送伝票の適所に、前記伝票基材から前記剥離紙面に達するスリットで保証書ラベル部を分離可能に区画形成し、前記スリットの外側に対応位置してミシン目状の切り込みを前記伝票基材から前記剥離紙面に達するよう設け、このミシン目状の切り込みを破断するように前記伝票基材を捲り上げると、前記保証書ラベル部を前記剥離紙の一部とともに分離可能のように、前記剥離紙から少なくとも前記補助基材面に達するスリットを設けたものである。

【0006】

さらに、同じく上述の目的を達成するために、本発明の請求項3に記載した配送伝票は、伝票基材の裏面に補助基材を剥離可能に接着し、前記補助基材の裏面に粘着剤を塗布するとともに剥離紙で被覆してなる、貼付票と受領証兼配達票を有する配送伝票であって、配送伝票の適所に、前記伝票基材から前記剥離紙面に達するスリットで保証書ラベル部を分離可能に区画形成し、前記スリットの外側に対応位置して第2のスリットを前記伝票基材から前記剥離紙面に達するよう設け、この第2のスリットに沿って前記伝票基材を捲り上げると、前記保証書ラベル部を前記剥離紙上に残して、前記保証書ラベル部と前記第2のスリットに囲まれた部分の前記伝票基材と前記補助基材とが前記剥離紙から剥離するよう、前記第2のスリットの外側に対応位置して前記剥離紙に前記補助基材面に達する第3のスリットを設けたものである。

【0007】

【発明の実施の形態】

以下、添付図面に基いて本発明の好適な実施形態を説明する。ここにおいて、図1～図7は第1の実施形態を示し、図1は配送伝票の平面図、図2はその背面図、図3は図1のA-A線断面図、図4は同じく図1のB-B線断面図、図5は配送伝票を梱包材に接着した状態を示す断面図、図6は保証書ラベル部の剥離状態を示す斜視図、図7は保証書に保証書ラベル部を貼着した状態を示す平面図である。また、図8～図14は第2の実施形態を示し、図8は配送伝票の平面図、図9はその背面図、図10は図8のC-C線断面図、図11は同じく図8のD-D線断面図、図12は配送伝票を梱包材に接着した状態を示す断面図、図13は保証書ラベル部の剥離状態を示す斜視図、図14は保証書に保証書ラベル

部を貼着した状態を示す平面図である。

【0008】

まず、第1の実施形態を説明する。図1～図4に示すように、配送伝票1は、伝票基材2の裏面に剥離可能な感圧性接着剤3により補助基材4を互いに剥離可能に設け、さらにこの補助基材4の裏面に、粘着剤5を塗布して、これを剥離紙6で被覆している。前記配送伝票1は、伝票基材2にスリット7を設けて、受領証兼配達票8と貼付票9とを区画形成している。また、前記貼付票9の下端に連接して、区画線10で区画した保証書シール11を設けている。

【0009】

図1に示すように、受領証兼配達票8の表面には、「配達票」なる標題12のほか、届け先記入欄13、依頼主記入欄14、品名記入欄15、着店コード記入欄16、個口数記入欄17、受領印捺印欄18を設けている。また、貼付票9の表面には、「貼付票」なる標題19のほか、届け先記入欄20、依頼主記入欄21、受付年月日記入欄22、個口数記入欄23、取り扱い会社表示24を設けている。

【0010】

さらに、図1、図3及び図4に示すように、保証書シール11には、その表面に「保証書シール」という標題25を設け、伝票基材2と補助基材4を貫通して剥離紙6面にまで達するスリット26で保証書ラベル部27を分離可能に区画形成している。この保証書ラベル部27の表面には、商品販売会社名28をあらかじめ印刷する一方、空白部分には追って保証書発行日、すなわち商品販売日を印字するものである。

【0011】

そして、スリット26の外側に対応位置して、配送伝票1の一端から延びるコ字状で、カット部が長くタイプ部が短いミシン目状の切り込み29を、前記伝票基材2から前記剥離紙6面に達するよう設けている。この切り込み29と前記スリット26に挟まれた部分で、ラベル周辺剥離部30を形成する。なお、図示していないが、保証書シール11には、表面の適所に、前記保証書ラベル部27の使用方法を説明する説明文を印刷してある。

【0012】

また、図2～図4に示すように、剥離紙6には、保証書ラベル部27を含むように、一端側を除いて切り込み29に対応位置するスリット31を設け、ラベル周辺剥離部30にその一端側を除いて対応するラベル保護部6aを形成している。伝票基材2と補助基材4との重ね合わせ面における、前記ラベル保護部6aと前記ラベル周辺剥離部30との対応しない部分、すなわち、図4における右側のスリット31よりも右側の部分には、図示してはいないがベタ印刷を施して、剥離可能な感圧性接着剤3の接着力をさらに弱めている。したがって、このベタ印刷端から、切り込み29を破断するように前記伝票基材2を補助基材4から捲り上げると、保証書ラベル部26を前記ラベル周辺剥離部30、前記ラベル保護部6aとともに分離可能である。

【0013】

続いて、上述した配送伝票1の使用方法を説明する。まず、受領証兼配達票8と貼付票9の各記入欄13, 14, 15, 16, 17, 20, 21, 22, 23にそれぞれ所定事項を印字するとともに、保証書ラベル部27の空白部分には保証書発行日を印字する(図6, 図7参照)。次に、剥離紙6をラベル保護部6aを除いて補助基材4から剥離し、図5に示すように、露出した粘着剤5で配送品(図示せず)と保証書33(図7参照)を収納した梱包材32の適所に貼着する(図6参照)。

【0014】

この後、通常の配送作業に移るのであるが、受領証兼配達票8は配送作業の途上において、補助基材4から剥離して使用する。届け先記入欄13, 20に印字記入された届け先に配送品を配達する際には、前記受領証兼配達票8の受領印捺印欄18に受領印の捺印を受ける。一方、届け先では、図6に示すように、梱包材32に貼着した保証書シール11から、切り込み29を破断するようにして、配送伝票1の一端側からラベル周辺剥離部30に対応する伝票基材2を捲り上げ、保証書ラベル部27を前記ラベル周辺剥離部30とと

もに分離する。

【0015】

この時、ラベル周辺剥離部30の剥離開始端にはベタ印刷により接着力弱化部分を設けているので、伝票基材2は補助基材4から容易に剥離し、剥離部分がスリット31に至ると、ラベル周辺剥離部30は保証書ラベル部27とともに、裏面側にラベル保護部6aをともなって、保証書シール11から分離するものである。

【0016】

そして、この分離したラベル周辺剥離部30からさらに、保証書ラベル部27をスリット26に沿って捲り上げて、ラベル保護部6aから剥離し、図7に示すように、梱包材32内に収納されていた保証書33の販売店名欄34に、露出した裏面の粘着剤5によって貼着し、適正な保証書33としたうえ、この保証書33を保管するものである。

【0017】

次に、本発明の第2の実施形態を添付図面の図8～図14に基づいて説明するが、本実施形態が上述した第1の実施形態と相違するのは、保証書ラベル部に関連する構成とその作用であるから、相違点についてだけ説明し、他の構成及び作用については、第1の実施形態における対応する構成要素と同一符号を付するに止め、詳細な説明は省略する。

【0018】

図8、図10及び図11に示すように、保証書シール51には、その表面に「保証書シール」という標題52を設け、伝票基材2と補助基材4を貫通して剥離紙6面にまで達するスリット53で保証書ラベル部54を分離可能に区画形成している。そして、前記スリット53の外側に対応位置して、配送伝票61の一端から延びるコ字状の第2のスリット55を、前記伝票基材2から前記剥離紙6面に達するよう設けている。これら各スリット53、55に挟まれた部分で、ラベル周辺剥離部56を形成する。

【0019】

また、図9～図11に示すように、剥離紙6には、保証書ラベル部54を含むように、スリット55より外側に対応位置してスリット57を設け、一端側を除いてラベル周辺剥離部56より一回り大きなラベル保護部6aを形成している。伝票基材2と補助基材4との重ね合わせ面における、前記ラベル保護部6aと前記ラベル周辺剥離部56との対応しない部分には、第1の実施形態と同様に、図示してはいないがベタ印刷を施して、剥離可能な感圧性接着剤3の接着力をさらに弱めている。したがって、このベタ印刷端から、スリット55に沿って前記伝票基材2を捲り上げると、保証書ラベル部54を前記ラベル保護部6a上に残した状態で、前記ラベル周辺剥離部56のみを前記ラベル保護部6aから剥離可能である。

【0020】

続いて、上述した配送伝票61における保証書ラベル部54の使用方法を説明する。まず、所定の印字を行った後、剥離紙6をラベル保護部6aを除いて補助基材4から剥離し、図12に示すように、露出した粘着剤5で配送品(図示せず)と保証書33(図14参照)を収納した梱包材32の適所に貼着する(図13参照)。

【0021】

この後、第1の実施形態と同様の通常の配送作業に移り、届け先では、図13に示すように、梱包材32に貼着した保証書シール51から、スリット55に沿って、配送伝票61の一端側の伝票基材2を補助基材4から捲り上げ、保証書ラベル部54を残して、ラベル周辺剥離部56を剥離する。

【0022】

この時、ラベル周辺剥離部56の剥離開始端にはベタ印刷により接着力弱化部分を設けているので、伝票基材2は補助基材4から容易に剥離し、剥離部分がスリット57に至ると、ラベル周辺剥離部56のみが剥離紙6から剥離し、保証書ラベル部54をラベル保護部6a上に残した状態で、前記ラベル周辺剥離部56が保証書シール51から分離するものである。

【0023】

そして、残った保証書ラベル部54を捲り上げて、ラベル保護部6aから剥離し、図14に示すように、梱包材32内に収納されていた保証書33の販売店名欄34に、露出した裏面の粘着剤5によって貼着し、適正な保証書33としたうえ、この保証書33を保管するものである。

【0024】

なお、本発明は上述した実施形態に限定されるものではなく、例えば、保証書ラベル部27, 54に対応する伝票基材2と補助基材4は、剥離可能な感圧性接着剤3でなく、剥離困難な感圧性接着剤を用いて接着してもよい。また、ラベル周辺剥離部30, 56は、配送伝票1, 61の一側端からコ字状に延びる切り込み29あるいはスリット55によって形成したが、これを配送伝票1, 61の一側端から距離をおいた位置で、四角形状に延びるスリットで形成してもよい。

【0025】

【発明の効果】

以上説明したように、本願発明の請求項1に記載した配送伝票によれば、保証書を作成するためには、配達作業の前段階あるいはその途上において、梱包材内に収納してある保証書を、取り出したり、再度収納するという、煩雑な作業をすることがなく、簡便であるとともに、作業効率も向上するという効果を奏する。

【0026】

また、本願発明の請求項2及び請求項3に記載した配送伝票によれば、上述した効果に加えて、保証書ラベル部の分離動作が容易であるという効果を奏する。

【図面の簡単な説明】

【図1】第1の実施形態の配達伝票を示す平面図。

【図2】同じく配達伝票の背面図。

【図3】同じく図1のA-A線断面図。

【図4】同じく図1のB-B線断面図。

【図5】同じく配達伝票を梱包材に接着した状態を示す断面図。

【図6】同じく保証書ラベル部の剥離状態を示す斜視図。

【図7】同じく保証書に保証書ラベル部を貼着した状態を示す斜視図。

【図8】第2の実施形態の配達伝票を示す平面図。

【図9】同じく配達伝票の背面図。

【図10】同じく図8のC-C線断面図。

【図11】同じく図8のD-D線断面図。

【図12】同じく配達伝票を梱包材に接着した状態を示す断面図。

【図13】同じく保証書ラベル部の剥離状態を示す斜視図。

【図14】同じく保証書に保証書ラベル部を貼着した状態を示す斜視図。

【符号の説明】

1, 61 配達伝票

2 伝票基材

3 剥離可能な感圧性接着剤

4 補助基材

5 粘着剤

6 剥離紙

8 受領証兼配達票

9 貼付票

11, 51 保証書シール

26, 53 スリット

27, 54 保証書ラベル部

29 切り込み

30, 56 ラベル周辺剥離部

31, 55, 57 スリット

